

課目4「財産法の基礎」 事前課題 穴埋め問題

1. 物権の変動においては、【 ① 】の原則と【 ② 】の原則という二つの原則がある。民法は、動産物権については、【 ② 】の原則を認め、不度動産物権については第三者が不測の損害を被ることを防止するため、【 ① 】の原則をとっている。そして、不動産の物権変動については、【 ③ 】をもって、動産の物権変動については【 ④ 】をもって、第三者に対する【 ⑤ 】要件としている。

2. 賃料の支払いは、債務の消滅(債権の消滅)をもたらす履行行為であり、これを【 ⑥ 】という。いつどこで支払うか、つまり、どのように【 ⑥ 】すべきかは契約によって定まるが、契約に定めていない場合は、民法の規定に従うことになる。また、賃料の値上げや減額で折り合いがつかず、賃借人がそのまま賃料を支払わないと履行【 ⑦ 】となり、債務不履行に該当することになるが、賃貸人が賃料の受取りを拒否した場合、【 ⑧ 】所(法務局)に【 ⑧ 】すれば債務を免れることができる。

回答欄

①	
②	
③	
④	
⑤	
⑥	
⑦	
⑧	

受講者番号： _____ / 氏名： _____

※課題作成方法、提出方法は次ページをご確認ください。

【課題作成にあたって】

- ・本紙に回答を直接記入してご提出ください。
- ・最後に、お名前と本研修の受講者番号を記載してください。

【提出締切と提出方法】

- ・提出締切は2021年1月31日（日）です（必着）。
- ・作成した課題のデータをメールに添付し、下記アドレス（本研修の課題提出専用）までお送りください。
- ・その際、メールの件名は「課目●事前課題の提出」としてください（※●には該当する課目の番号を入れてください）
- ・メール本文には、氏名と受講者番号を記載してください。

■ **本研修の課題提出専用メールアドレス**（他のメールと混ざらないよう専用アドレスを使用します）

seinenkouken.kadai.ngt2020@gmail.com